

沖縄県立宮古高等学校生徒支援部「生徒指導細則 9」の変更について

一人一台端末の導入により、生徒支援細則 9 の事項を下記のとおり変更します。

スマートフォンの利用に関しては、これまでと同様とします。(令和5年8月31日改定)

9. スマートフォン（携帯電話）・一人一台端末

(以下「学習端末」という) 等に関する指導について

スマートフォン（携帯電話）・学習端末の校内への持ち込みについて	定義	<p>(1) スマートフォン（携帯電話）等を日課中に使用することを禁止する。 (終日電源オフ)</p> <p>※日課中とは、朝の SHR 開始から清掃・ビュータイム・帰りの SHR 終了までである。 ※昼食時間の使用(保護者等との連絡のみ)は、事務室前ピロティーでのみ使用を許可する。(鞆の奥にしまっておく。鞆から出さない) ※日課中は、校外でも使用不可(校外外出禁止のため)。 ※授業内での使用は、教科担任の指導の下、使用すること。 ※緊急な連絡の必要が生じた場合は、職員の許可を得て使用すること。</p> <p>(2) 授業等で使用する学習端末は、授業目的以外での使用を禁止する。</p> <p>※学習目的であれば休み時間(昼休み含む)の使用を許可する。 ※個人の所有物なので、管理を徹底し紛失等がないように徹底する。 ※学校内で端末の充電は厳禁とする。充電については、帰宅してから行うかモバイルバッテリーで対応すること。</p>	
	指導	<p>上記の定義に反した場合は、累積回数によって以下の通り段階的に指導していく。(一年間を通した累積回数とする。)</p> <p>(18歳以上の保護者等召喚は除く。ただし声掛けは行う。)</p>	
		初回	担任による保護者等への電話連絡。
		2回	保護者等を召喚し指導(担任・保護者等・本人同席)
		3回	保護者等を召喚し指導(学年主任・担任・保護者等・本人同席)
		4回	保護者等を召喚し指導 (生徒支援部・学年主任・担任・保護者等・本人同席)
		5回目以降	毎回、保護者等を召喚し管理者指導(管理者・担任・支援部・保護者等・本人)を行うとともに、特別指導(休日は除く) 指導日数等は生徒支援委員会で検討して決定する。
		(備考1)	特別指導は、日誌指導・課題指導・奉仕活動を伴う。
(備考2)	・放課後、土日、祝日にも校内でのゲームとしての使用は禁止する。		

※ipod等、音楽メディアプレーヤー等についても、日課中に使用することを禁止する。

